チャレンジふくしま県民運動推進協議会　規約

（名称）

第１条　この会は、チャレンジふくしま県民運動推進協議会と称する。

（目的）

第２条　本会は、「チャレンジふくしま県民運動」（以下、「県民運動」という。）を推進することにより、県民へ健康への気付きや実践の機会の提供等を行い、県民一人一人が心身ともに「健康」になる取組を実践することで、「県民が笑顔で元気」になり、また、その取組を通して、「人も地域も笑顔で元気」な「ふくしま」の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を行う。

(1) 県民運動の推進に関すること。

(2) 県民運動の広報に関すること。

(3) その他、目的達成のために必要なこと。

（組織）

第４条　本会は、別表に掲げる団体をもって組織する。

２　本会の委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

（役員及び選任）

第５条　本会は、次の役員を置く。

(1) 会長　　１名

(2) 副会長　２名

(3) 監事　　２名

２　会長は、福島県知事をもって充てる。

３　副会長及び監事は、会議において選任する。

（役員の職務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

３　監事は、本会の会計及び業務を監査する。

（役員の任期）

第７条　副会長及び監事の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

（総会）

第８条　総会は、会長が招集する。

２　総会の議長は、会長がこれにあたる。
３　総会は、委員（委員の代理人を含む。）の過半数の出席をもって成立する。
４　やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、会長又は構成団体に属する他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
５　総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　総会は、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、書面による総会とすることができる。
７　総会の議決について特別の利害関係を有するものは、その議事の議決に参加することができないものとする。
８　会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（権能）
第９条　総会は、次の事項を審議する。
(1) 県民運動の推進に関する基本的事項
(2) 規約の制定及び改廃
(3) 事業計画及び事業報告
(4) 予算及び決算
(5) 役員の選任
(6) その他運営に関する重要な事項

（ワーキンググループ）
第１０条　県民運動の推進に関し必要な企画立案及び活動等を行うため、ワーキンググループを置くことができる。
２　ワーキンググループは、組織団体ごとに当該委員が指名する者をもって構成する。
３　ワーキンググループは、必要に応じ会長が招集する。
４　ワーキンググループに関し必要な事項は、会長が別に定める。
５　会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに構成員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会長の専決処分）
第１１条　会長は、総会を招集するいとまがないときは総会の権限に属する事項について、専決処分することができる。
２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めるものとする。

（事務局）
第１２条　本会の事務局は、福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課に置く。

２　事務局に事務局長を置き、福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課長の職にある者をもってあてる。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会計）
第１３条　本会の経費は、負担金、その他の収入をもってあてる。
２　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（補足）
第１４条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この規約は、設立の日から施行する。
２　設立当初の事業年度は、第１３条第２項の規定にかかわらず、平成２８年８月３日から平成２９年３月３１日までとする。

附　則
この規約は、平成２９年４月２８日より施行する。

附　則
この規約は、令和元年５月１４日より施行する。

附　則
この規約は、令和４年４月１日より施行する。

附　則
この規約は、令和５年７月１０日より施行する。

附　則
この規約は、令和８年７月２２日より施行する。

別表（構成団体等）

	団体名	職名		団体名	職名
1	福島県	知事	29	健康保険組合連合会福島連合会	会長
2	福島県市長会	会長	30	国立大学法人福島大学	学長
3	福島県町村会	会長	31	(公財)福島県スポーツ協会	会長
4	(株)福島民報社	代表取締役社長	32	(公財)福島県障がい者スポーツ協会	理事長
5	福島民友新聞(株)	代表取締役社長	33	特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会	会長
6	福島テレビ(株)	代表取締役社長	34	福島県スポーツ少年団	本部長
7	(株)福島中央テレビ	代表取締役社長	35	NPO法人うつくしまスポーツルーターズ	理事長
8	(株)福島放送	代表取締役社長	36	福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	幹事長
9	(株)テレビユー福島	代表取締役社長	37	福島スポーツエンタテインメント(株)	代表取締役社長
10	(株)ラジオ福島	代表取締役社長	38	(株)福島野球団	代表取締役社長
11	(株)エフエム福島	代表取締役社長	39	(株)AC福島ユナイテッド	代表取締役社長
12	(株)福島リビング新聞社	代表取締役社長	40	(株)いわきスポーツクラブ	代表取締役
13	福島県商工会議所連合会	会長	41	福島県サイクリング協会	会長
14	福島県商工会連合会	会長	42	公立大学法人会津大学短期大学部	学長
15	福島県経営者協会連合会	会長	43	郡山女子大学	学長
16	福島県中小企業団体中央会	会長	44	福島学院大学	学長
17	公立大学法人福島県立医科大学	健康増進センター長	45	桜の聖母短期大学	学長
18	(一社)福島県医師会	会長	46	(公財)福島県学校給食会	会長
19	(公社)福島県歯科医師会	会長	47	福島県農業協同組合中央会	会長
20	(一社)福島県薬剤師会	会長	48	福島県食育応援企業団 （代表：福島ヤクルト販売(株)）	代表取締役
21	(公社)福島県看護協会	会長	49	(公財)福島県文化振興財団	理事長
22	(一社)福島県歯科衛生士会	会長	50	福島県芸術文化団体連合会	会長
23	(公財)福島県保健衛生協会	会長	51	福島県私学団体総連合会	会長
24	(公社)福島県栄養士会	会長	52	福島県小学校長会	会長
25	(公財)福島県老人クラブ連合会	会長	53	福島県中学校長会	会長
26	(社福)福島県社会福祉協議会	会長	54	福島県高等学校長協会	会長
27	福島県国民健康保険団体連合会	会長	55	デンソーエアリービーズ	部長
28	全国健康保険協会福島支部	支部長			

順不同